

柏葉莊

社会的養護関係施設の第三者評価事業
報 告 書

特定非営利活動法人

北海道児童福祉施設サービス評価機関

2025 年 3 月 25 日

目 次

A	社会的養護関係施設の第三者評価業務処理経過	P. 2
B	第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）	P. 3
C	利用者調査	P. 23
D	資料	P. 35

A 社会的養護関係施設の第三者評価業務処理経過

1. 業務処理経過

【評価機関】 特定非営利活動法人 北海道児童福祉施設サービス評価機関		
2024 年 5 月	【申込み・契約】	○社会的養護関係施設の第三者評価受審申込み受理 ○契約締結
6 月～ 9 月	【事前分析】	○資料の事前提供及び利用者調査（アンケート調査）を依頼 ○施設より提供資料及び利用者調査のアンケート用紙を受領 ○事前分析・事前協議
9 月	【施設調査】	○訪問調査 施設見学、職員からの聞き取り、書類等確認
9 月～ 2025 年 3 月	【調査結果分析・ 評価とりまとめ】	○評価調査者の合議等による評価結果の取りまとめ ○施設へのフィードバック ○評価結果確定
3 月	【評価結果の報告】	○報告書提出

- ・ 2024 年 5 月 27 日付けで福祉サービス第三者評価実施について契約を締結しました。
- ・ 8 月に施設から提供資料及び利用者調査の未開封封筒入りアンケート用紙を受領しました。
提供資料及びアンケート集約結果に基づき、評価調査者による事前分析及び事前協議等を実施しました。
- ・ 9 月 28 日(土)～29 日(日)に施設を訪問し、施設見学及び施設長・職員インタビュー、書類等確認等の調査を実施しました。
- ・ 訪問調査終了後、各評価調査者の評価結果まとめ、評価機関としての合議・評価決定委員会等を行い、評価結果を確定しました。
- ・ 3 月 13 日評価結果について施設に説明を実施しました。

2. その他

評価事業は、「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」（令和 4 年 3 月 23 日付け子発 0323 第 3 号、社援発 0323 第 30 号）に基づき、福祉サービス第三者評価、すなわち社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関として、専門的かつ客観的な立場から評価を行う事業として実施しました（D 資料参照）。

評価基準は、上記「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」に基づき実施しました。

判断基準（水準）は、結果を a、b、c の 3 段階評価で示しました。このうち、a は施設運営指針に掲げられている目指すべき理想的な状態です。b はこれに至らない、多くの施設で考えられる標準的な状態です。c はこれ以上に課題が大きい状態です。評価結果で、c の項目がある場合は、これを改善していく活動が必要です。b の項目は、さらに a に向けて努力していくことが重要です。

評価結果は、評価機関から第三者評価事業の全国推進組織と定められている社会福祉法人全国社会福祉協議会へ提出し、社会福祉法人全国社会福祉協議会より公表されます。

B 第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

(特非) 北海道児童福祉施設サービス評価機関

② 評価調査者研修修了番号

SK2021013、S2021002、S2022005

③ 施設の情報

名称：柏葉荘		種別：児童養護施設
代表者氏名：高津ひろみ		定員（利用人数）：105（地域小規模 30）名
所在地：札幌市北区篠路 2 条 9 丁目 1 番 15 号		
TEL：011-776-0601		ホームページ：http://fuso-en.jp/hakuyou/
【施設の概要】		
開設年月日 昭和 34 年 3 月 1 日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 扶桑苑		
職員数	常勤職員： 93 名	非常勤職員： 0 名
有資格 職員数	保育士：46 名	社会福祉士：3 名
	臨床心理士：3 名	公認心理士：1 名
	栄養士：1 名	医師：1 名
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）
	ブロック 4 個室 30 4 人部屋 5 小規模ユニット 2 個室 1 1 2 人部屋 1	体育館、親子生活訓練室、心理療 法室、図書コーナー、面談室、会議室

④ 理念・基本方針

扶桑苑の理念

- 一、 一人ひとりの尊厳と個性を尊重します
- 一、 未来を担う人づくりを目指します
- 一、 地域・社会に貢献し、必要とされる施設を目指します

扶桑苑の基本方針

施設運営の基本は「子ども・児童の最善の利益と権利の実現」を目的とします。

- ・ 子ども自身が、自分を大切に出来るようかかわる
- ・ 子ども自身が納得し、選択・決定・責任がとっていけるよう援助する
- ・ 地域における社会資源の一つとして、子育て支援に貢献できるよう努めます。
- ・ 職員一人ひとりが、子ども・児童の幸せの実現のため「話し」合い、「協力」し合い、「支え合う」職員集団をめざします。

④ 施設の特徴的な取組

- 社会的養護に期待される機能強化に向けて積極的に取り組む姿勢が感じられる。(施設小規模施設の拡充、一時保護施設の運営、 自立援助施設の運営) 本体施設と地域小規模との人事交流(養育力の平準化)
- 施設の生活環境の改善に取り組み、食事の充実に努めている。(対面キッチンの整備等)
- 生活ユニットの独立化の推進(個別玄関の整備)

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間 (和暦)	2024 年 5 月 7 日 (契約日) ~ 2025 年 3 月 25 日 (評価結果確定日)
前回の受審時期 (評価結果確定年度・和暦)	令和 3 年度

⑦ 総評

◇特に評価の高い点

1. 管理職を中心とする施設運営と業務管理

施設長を中心に職員のまとまりがみられ、ほどよい関係性が確保されている。また、施設長は理事会との緩衝の役割も果たし、法人本部との良い関係を保っている。そのため法人役員の関心も施設のバックアップに向けられ、運営管理が良い方向で循環していることは評価できる。

2. ユニットケアの推進計画に基づいた生活環境の改善

本体施設は大舎制の建物であるが、ユニットケアが行えるように設備の改修を行い、子どもの生活環境に配慮し、生活の質的向上に向けた取り組みが進められている。ユニットケアの意味を十分理解し、関係性を重視した小集団での養育を推進する姿勢は評価できる。また、ユニットの独立性に向けた取り組みは、柏葉荘の今後の養育に期待を持たせる内容である。

3. 子どもの成長発達の差異を共有できる実践例の蓄積

生活環境の改善による影響であるのか、子どもたちがゆったりと思いいいに過ごしている姿が見られた。支援の内容についても、施設長がリーダーシップを発揮し、子どもの最善の利益が達成されるように、職員が試行錯誤し努力をしている。特に、本体施設と地域小規模の施設形態による、子どもの成長発達の差異を感じている職員もいる。施設形態の差異を共有して、子どものためのより良い環境の提供と支援の実践例を、さらに施設において蓄積されることを期待したい。

◇改善を求められる点

1. ボトムアップの形態の導入

施設長への依存の割合が高く、組織としてサポートする体制の構築が望まれる。事業計画の策定に関しては、トップダウンのスタイルが定着しており、職員の思いや考えが

反映されにくい状態となっている。ボトムアップの形態も取り入れ、広く職員の考えも事業計画等に反映できるような形態の導入を期待したい。

2. 職員の育成プロセスの充実

各職員への個別の育成ビジョンが十分とはいえない。コミュニケーションを通しての相互理解に努め個別のビジョンを明確化するとともに、それらをサポートする体制の検討が必要と考える。特に目標や課題については、組織内で相互理解を進めることが大切なので、充実した面接の機会を準備していくことが望ましい。また、施設として「期待される職員像」の明確化が期待される。

3. マニュアル等の整備とデータの活用

施設での支援について、子どもの意見を聞き、個別支援計画等に反映をさせるなどの取り組みが行われている中で、規定やマニュアルなど文書化がされていないものがあるので、今後マニュアルなどを整備することが望まれる。また、各種の規程や記録はデータ化されて保存されているが、臨機に活用できない場面が散見された。周知や確認のために、明文化して配布や掲示ができるよう検討されることを期待します。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

この度の第三者評価は、主任陣が柏葉荘を良くしようと、動き出す起爆剤となった。職員集団としては、力のある集団と感じていたが、トップダウンのスタイルが普通であった職員集団が自ら考え動くようになってはいたが、今回の第三者評価を受けることで、自分たちがもっと動いたらどうにかなると思え、新しい形の業務分掌ができ、施設の取り組みとして不足していた性教育や職員育成ビジョンを明確に計画立てている姿がみられる。

施設として成長するために、課長とそれをサポートする主任陣で良い児童の養育が行われるように、システムの再構築をこの春から取り組み、三年後に行われる第三者評価の際には、ボトムアップが構築された姿をお見せできるようにしたいと考えている。職員の育成プログラムについても、新人研修のみで後は、施設内での研修や外部での研修にとどまっていたが、エルダーメンター制度を採り入れ、職員の育成そして、主任、リーダーと細かいところまでの意識の構築を鑑みた研修を執り行っているところです。ただし、事業計画についてのボトムアップはなかなか困難なところがあるように感じている。規定についての文書化は進んでいるように思うが、マニュアルの文書化も防災・危機・業務についても見直し、職員ひとりひとりが意識できるようにしていくことが必要であることが明文化された。

今回の第三者評価は、職員の意識を変えることができた非常に質の高い第三者評価になったことは間違いないと感じ、感謝いたします。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

Ⅰ—1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ—1—（１）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ—1—（１）—① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ ⑥ ・c
＜コメント＞ ○三つの理念、三つの基本方針、三つの指導目標などについて、広報誌等で広く周知されている。また、具体的な取り組みとしての「指導の狙い」についても分かりやすく伝達され、安心感を醸し出している。これらは、子どもを中心に据えた養育の実践を目指すものであり、その役割や方向性を示すものとなっている。 ◆理念及び基本方針については、会議等の場面で各職員に周知されているが、子どもや保護者への周知に関しては再考の余地がある。		

Ⅰ—2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ—2—（１）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ—2—（１）—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・ ⑥ ・c
＜コメント＞ ○社会福祉、児童福祉、社会的養護等の動向については十分に把握し、それらを踏まえたうえで事業展開している状況は評価できる。施設の小規模化の推進、一時保護施設や自立支援センターの開設運営、また、統計的にも子どもの動向や利用状況について十分考察されており、先を見通した経営が行われている。 ◆市の「相談体制強化プラン」「まちづくり基本計画」などを計画策定にあたって参照することも大切である。		

③	I—2—(1)—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	㉑・b・c
<コメント> ○理事会等で経営状況や課題について十分な分析を行い、施設の運営、改善について認識の共有化が図られている。その結果施設をサポートする方向で動いてくれることが多い。職員に対しても課題やその改善に向けた取り組みについて十分とはいえないが周知されており、無駄を省き効率の良い経営意識が共有されている。前回、指摘のあった経営陣と現場との乖離については、施設長の尽力により歩み寄りが感じられた。		

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・㉒・c
<コメント> ○「中長期ビジョン・計画」の策定にあたっては、理念や基本方針をベースにし、具体的な展開を行っている。実施にあたっては施設の再配置、環境改善、年次や数値目標など具体的な取り組みを進めている。 ◆計画の見直しについては十分とはいえず、計画達成に向けた意欲的な取り組みにつながらない懸念がある。修正を含め、積極的見直しも視野に入れた取り組みを期待したい。		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・㉒・c
<コメント> ○中・長期計画を土台にして、単年度の計画が策定されており、達成が可能な内容となっている。単年度の計画では、入所傾向や子どもの状況(子どもの発達状況やこれまでの養育環境等)を十分勘案した取り組みとなっている。 ◆期間の長短はあるが、現状を踏まえた見直しを適宜行い、計画と現状との乖離が大きくならないよう配慮が必要である。		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・㉓
<コメント> ◆事業計画の策定にあたっては、トップダウンの形で進められることが多く、広く職員の意見を取り入れたものになっていない。従って評定は「C」とする。ただし、具体的な行事等に際しては、職員の意見やアイデアが活用されている状況もあり、全く職員の意見反映がないわけでもないことから、今後は施設の事業計画の策定においても、職員の参画や意見反映等に努めていただきたい。		

7	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・㉔
<コメント> ◆評価項目のうち、保護者等への周知が十分に行われていない。要保護事業においては家族再統合も視野に入れ、保護者(養育者)への説明や理解は大切な要素と考えられることから、いろいろな場面を利用した取り組みと理解を深めてもらうことが必要である。そのため、必要な情報については発信する手段・方法について検討いただきたい。保護者会が組織されていないので、今後の設置に向けた取り組みを期待する。		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・㉕・c
<コメント> ○養育支援の内容について適宜評価を行い、質の向上や効率的な取り組みが進められている。組織的にいわゆる PDCA サイクルが機能しているが、特に P と D に力点が置かれている。毎年自己評価を実施し、課題等の確認を行うとともに、定期的な第三者評価を受審し、施設機能の向上に努めている。 ◆Cの機能が弱く、次のステップに進む場面が十分に確保されておらず、リスタートが遅れる恐れがある。プロセスの再認識を進めていただきたい。		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・㉕・c
<コメント> ○評価の結果は数値化され、分析もされており、データとして共有化されている。 ◆文書化されておらず、取り出しや活用が難しい状況となっている。評価結果の文書化を進めていただきたい。職員間の課題の共有や意思疎通の面で本体施設と地域小規模施設とで若干の差異があり、カンファレンス等で本体施設に課題がみられる。現在それらの改善に向けた取り組みを進めているところであり、成果が期待される。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉖・b・c

＜コメント＞ ○施設長は、施設の管理、運営に関する方針を明確に打ち出し、その責任と役割について事務分掌等で明確化しており、意欲的に取り組んでいる。それらの内容については、多くの場面・機会を利用して職員に周知している。そのため、施設長の役割等についての理解は職員に浸透している。さらに、管理規定を策定し、スムーズな決定のシステムが稼働している。また、施設長の発言力、伝達力、行動力は十分評価できる。		
11	Ⅱ－１－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉑・b・c
＜コメント＞ ○施設長は、日頃から関係法令の理解に努め、コンプライアンスの維持に努めている。また、関係する研修等にも積極的に参加・受講し常に内容の刷新に努めている点は大いに評価できる。法令順守の立場については、職員にも理解を深めてもらい伝承すべきと考える。		
Ⅱ－１－（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ－１－（２）－① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉑・b・c
＜コメント＞ ○施設長は、常に子どもたちへの養育・支援の質の向上を意識し、積極的にカンファレンスの場面に参加し、スーパーバイザーとしての役割を果たしている。職員との意見交換は積極的に行い、良いアイデアは積極的に取り入れるなど、子どもへのサービスの向上はもとより、職員のモチベーションの維持にも努めている。		
13	Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	㉑・b・c
＜コメント＞ ○施設長は、法人の理念及び基本方針に基づき、経営や業務を行っている。具体的には、経営や養育の両場面において指導性を発揮し、常に職員の資質向上に尽力している。また、会議等には積極的に参加し、職員とのコミュニケーションにより意見の吸い上げや助言等を頻繁に行い、子どもへの「最善の利益」の提供に向けた取り組みを支えている。		

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ－２－（１）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・㉑・c
＜コメント＞ ○福祉人材の確保に向けては、多方面に向けて働きかけを行い、多岐にわたる手段を用いて実施されている点は評価できる。また、家庭支援専門相談員など加算職員の配置に積極的に取り組んでいる点も評価できる。 ◆しかし、職員の意欲につながるキャリアパスが明確ではないことから、到達目標を見いだせない職員の存在も推察される。職員の育成に際しては、職員の意向を十分確認するとともに、キャリアパスを明確化することも大切ではないかと考える。		

15	Ⅱ—2—（１）—② 総合的な人事管理が行われている。	a・ ⑥ ・c
<コメント> ○職員の評価については、一部あいまいな部分もあるが、きちんと定められており、それに基づき客観的に職員の評価が行われている。適正な評価と分析による助言等が職員のモチベーションの維持につながると考えられるので、一層の充実が期待される。 ◆人事管理については、「期待される職員像」が明確となっていないので、この取り組みを進め、具体化した目標設定につなげていくことが重要と考える。		
Ⅱ—2—（２） 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—（２）—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・ ⑥ ・c
<コメント> ○職員の福利厚生面については、外部の組織に加入するなど便宜を図り活用できる体制が用意されている。実態に即した職員の採用や配置を心がけているが、十分とはいえない。 ◆職員の勤務体系からワーク・ライフ・バランスの配慮には難しい面もあるが、可能な限り取り組みを進める方向を検討していただきたい。職員の負担感が増長されないような配慮のもとで、面談機会の充実を図り、職員が思いを伝える場面の確保が必要と考える。		
Ⅱ—2—（３） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—（３）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・ ⑥ ・c
<コメント> ○管理職等により、職員の能力評価が行われており、職員の適所配置に努めている。職員の専門性の向上に向けた取り組みは行われている。 ◆各職員への個別の育成ビジョンが十分とはいえない。コミュニケーションを通しての相互理解に努め個別のビジョンを明確化するとともに、それらをサポートする体制の検討が必要と考える。特に目標や課題については、組織内で相互理解を進めることが大切なので、充実した面接の機会を準備していくことが望ましい。施設として「期待される職員像」の明確化が期待される。		
18	Ⅱ—2—（３）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・ ⑥ ・c
<コメント> ○職員の資質の向上に向けた研修計画が立てられており、内外を通じて参加の機会が設けられている点は十分に評価できる。 ◆到達モデルとなる「期待される職員像」が明確ではなく、今後検討が期待される。また、研修計画・内容の見直し等については、実践に即応した内容を捕らえ、迅速に行われる必要がある。		

19	Ⅱ—2—（3）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・ b ・c
<コメント> ○外部の研修を含め、広く職員に情報を提供し、参加機会の拡充に努めている。 ◆今後、研修の体系を整理するとともに、スーパービジョン体制の確立を行うことが求められる。これらを形作るために、組織的かつ階層的にモデル化に向けた検討を期待する。初期のOJTは大切な研修プログラムなので充実すべきと考える。		
Ⅱ—2—（4）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—（4）—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a ・b・c
<コメント> ○実習生の育成については、継続的に実施され、研修内容等についてもマニュアル化されて引き継がれている。また、研修領域や内容については、事前に学校との連絡調整により、必要な内容に重点化するなどの配慮がなされている。研修指導者に対しても外部研修に参加するなどして専門性のスキルアップに努めるなど積極的な姿勢がうかがわれる		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—（1）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—（1）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ b ・c
<コメント> ○運営等の透明性を維持するためには、財務や事業に関する情報の提供が大切な要素となる。貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書、現況報告など細部にわたって公開するなど経営・運営の透明性の確保に向けた取り組みに努めている点は評価できる。 ◆第三者評価の結果については、ホームページに記載されているが、それに対する具体的な改善策等が十分に示されていない。		
22	Ⅱ—3—（1）—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a ・b・c
○内部監査の実施や公認会計士など外部の専門家からの指導を受け、公正かつ透明性の確保に努めている。また、法人・施設に対して細かな内部の規定を策定し、適正化に努めている点は評価できる。		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—（1）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—（1）—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ b ・c

<コメント> ○子どもと地域の交流を広げるために、積極的に地域の行事等への参加を行い、コミュニケーションをとるように取り組んでいる。また、コロナ以降は外で遊ぶことが多くなり、子どもたちが学校の友達を施設に連れてくることは少なくなっているものの、遊びに来やすい環境づくりを行なっている。 ◆地域との交流や行事への参加などは積極的に行なっているのだが、そのかわりについて明文化されているものがないため、今後は基本的な考え方を明文化することが期待される。		
24	Ⅱ—4—（１）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<コメント> ○ボランティア等の受け入れについては、マニュアルを作成して対応を行なっている。ボランティアの受け入れについては、事前に説明をするなど実践ができている部分はある、口頭での説明を行なっている。施設の行事にたくさんのボランティアが参加をしてくれる。 ◆地域からの見学などの依頼があれば受け入れを行なっているが、基本姿勢について明文化されたものがないため、明文化をすることが期待される。		
Ⅱ—4—（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—4—（２）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<コメント> ○職員会議などで職員間の情報共有はされていて、関係機関や団体とは、定期的に電話でのやり取りを行なっている。施設長が地域の集まりに参加をするなどしてネットワーク化に取り組んでいる。 ◆施設のある地域とのつながりや、関係機関との連携や情報共有については、積極的に行っているが、その行なわれていることについて、リストや資料は作成されていないため、今後リスト等の作成が期待される。		
Ⅱ—4—（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<コメント> ○地域の福祉ニーズ等を把握するために、中学校の連絡協議会や青少年健全育成委員会、地域の少年たちを守るための集まりなどに積極的に参加をして地域の福祉ニーズの把握に努めている。また、地域へ体育館などを貸し出すなど地域への還元を行なっている。その他にも、「子育てコンシェルジュ事業」を行い、地域へ向けた情報発信を行なっており、地域住民に対する相談事業を行っている。		
27	Ⅱ—4—（３）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<コメント> ○地域の福祉ニーズ等にもとづく活動として、町内会活動や「c-net（地域コミュニティネットワーク）」に参加するなど地域と積極的に交流を持ち、地域の課題について取り組んでいる。		

NPO 法人カコタムと提携を行い、貧困家庭への学習支援を行ったり、施設の車を使用して送迎を行ったり、児童家庭センターでは児童の権利擁護などの学習会なども行っている。他にも、地域のコミュニティーセンターで行われる「しのろばらとスノーフェスティバル」に参加をして、雪像づくりに取り組み地域の活性化に取り組んでいる。

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—１ 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—１—（１）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—１—（１）—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉑・b・c
<コメント> ○養育・支援の実施について共通の理解をもつために、倫理綱領や規定などを毎年印刷を行なって職員が常に把握できるように、職員室内など見えるところに貼り出している。また、年度の初めには職員が理解し、実践がおこなわれるために説明を行なっている。そして、子どもを尊重した養育・支援を行うために、自立支援計画を作成する時には子どもの意見を聞きながら、子どもと一緒に作成を行なっている。		
29	Ⅲ—１—（１）—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	㉑・b・c
<コメント> ○子どものプライバシー保護のために、マニュアルを作成し対応を行なっている。プライバシー保護の点で対応が必要な場合には、その都度入所のしおりなどを使用して対応に取り組んでいる。また、子どもにとって快適な生活の場になるような環境改善として、建物の改装を順次行なっている段階であり、居室を一人部屋にすることや、ユニット化への取り組みを行うことで子どものプライバシーが守られるように取り組んでいる。		
Ⅲ—１—（２）養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—１—（２）—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	㉑・b・c
<コメント> ○ホームページ、パンフレット、「柏葉荘のしおり」等に理念や基本方針、養育・支援内容等の情報をわかりやすく記載している。施設に入所予定の子どもには、事前に施設の見学をしてもらう機会を作り、子どもからの了承を得られてから入所するように取り組んでいる。その際に、施設内を見学しながら、個別に丁寧な説明を実施している。また、情報提供資料については、年に１度の見直しを行い対応を行なっている。		
31	Ⅲ—１—（２）—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・㉑・c
<コメント> ○養育・支援の開始・課程について、子どもや保護者には施設利用前に見学を可能な限り実		

施して説明を行い、同意を得るように行なっている。また、得られた同意についてはその内容を書面で残して対応を行なっている。 ◆施設利用前に見学を行い、同意を得られるように口頭での説明を行っており、その際にはパンフレットを使用するなど行なっているのだが、そのことについてのマニュアル等がなく、わかりやすい資料等も用意はないため、今後改善が期待される。		
32	Ⅲ―１―（２）―③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	㉑・b・c
<コメント> ○養育・支援の内容や措置の変更などにあたり不利益が生じないように配慮がされている。また、地域・家庭への移行にあたり、児童相談所などと連携を行い情報の共有を行っている。子どもの手持ちの所持品等の確認を行い、退所の際には文書での引き継ぎも行っている。対処後については、自立支援やアフターケアを専門に行う部署を立ち上げ、退所後の対応を行う体制を整えている。		
Ⅲ―１―（３）子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ―１―（３）―① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・㉒・c
<コメント> ○子どもの満足に関しては、アンケートが行われたり、半年に１度個別面談、年に１度行われるブロック替えの時に話を聞き、確認を行なっている。また、子どもの満足度を把握するためにユニットごとでの話し合いが行われている。 ◆子どもの満足を知る機会はあるものの、満足度調査の担当者を設置はしていない。また、結果の分析・検討をしたり、具体的な改善を行なっているわけではないため、今後改善が期待される。		
Ⅲ―１―（４）子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ―１―（４）―① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉑・b・c
<コメント> ○苦情解決の仕組み・体制については整備がされている。その事については、わかりやすく説明をした掲示物が掲示されている。子どもからの苦情があった場合、子どもは「子どもの声の箱」に苦情等を入れる事にできるようになっている。苦情内容については、受付と解決を図った記録の保管を適切に行い、あげられた苦情については、対応策や解決結果などを施設の広報に記載を行い公開を行なっている。		
35	Ⅲ―１―（４）―② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・㉒・c
<コメント> ○子どもによって相談したり、意見を言いやすい相手があるため、子どもが相談相手などを選ぶように配慮行っている。子どもが相談をしやすいような部屋を用意するなどの環境整備をしている。		

◆子どもが相談しやすい関係づくりや環境づくりを行っているのだが、その事についての文書を作成していないため、掲示をしたり配布をすることができるような文書の作成が今後期待される。		
36	Ⅲ―１―（４）―③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<コメント> ○子どもからの相談や意見について、日々の関わりから子どもが相談しやすい関係づくりを心がけている。また、把握した意見などについては、職員間で共有を行い迅速な対応を行なっている。 ◆子どもからの相談や意見があった場合の対応は行なっているが、記録の方法や報告の手順などが記載されているマニュアル等がなく、定期的な見直しもできていないので、今後マニュアル等の作成が期待される。		
Ⅲ―１―（５）安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ―１―（５）―① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<コメント> ○リスクマネジメント体制については、責任者の明確化を行い体制の整備を行なっている。またヒヤリハット事例を適切に記録を行っている。事故発生時の対応と安全確保については、マニュアルを作成し、対応するようにできている。 ◆ヒヤリハットは記録されているのだが、収集した事例をもとに職員参画で分析・検討を行ってはいない。また、定期的な評価や見直しを行っていないため、今後改善されることが期待される。		
38	Ⅲ―１―（５）―② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<コメント> ○感染症の予防や発生時における子どもの安全確保については、管理体制が整備されており、マニュアルの作成をして対応を行っている。そのため、事態が発生した際には柔軟に対応する事ができるようになっている。また、感染症の予防や対応策について、看護師を中心に会議等で具体的に周知・徹底が図られており、子どもたちに向けても、看護師や栄養士などから通信を利用して情報の発信がされている。		
39	Ⅲ―１―（５）―③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<コメント> ○災害時における子どもの安全確保のために、「防災マニュアル」「防災・防火訓練実施要項」を定め、月に一度避難訓練を行い、災害時の対応体制を整えている。また、事業継続計画を定めているため、必要な対策や訓練等が行われている。備蓄については、食料品関係は栄養士が担当になって行われており、その他の備品に関しては分掌で職員が決められて物品の管理を行なっている。		

Ⅲ—２ 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—２—（１）養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—２—（１）—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・b・c
＜コメント＞ ○養育・支援について標準的な実施方法については、個別対応マニュアルなどを作成し文書化がされている。また、年度の始めにマニュアルを使用した研修を行ない、毎月の会議で振り返りを行なっている。 ◆標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みについては、各ブロック毎に対応をしていることはあるのだが、施設全体としては確認をする仕組みが確立していないため、整備されることが期待される。		
41	Ⅲ—２—（１）—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
＜コメント＞ ○養育・支援の標準的な実施方法については、業務マニュアルを作成して対応をしている。自立支援計画の内容については、支援会議や個別面談などで得られた子どもの意見を尊重し、その意見が反映されるように対応するようにしている。また、必要に応じて会議などを行い見直しを行なっている。		
Ⅲ—２—（２）適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ—２—（２）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・b・c
＜コメント＞ ○自立支援計画については、子どもの意見を日頃の関わりや面談などから聞き取りを行い、ブロック会議や支援会議での検討を経て策定を行なっている。また策定については、様々な視点から意見交換を行うために心理士等、他職種との協議をしながら行なっている。その他にも必要に応じてケース会議を行うなど十分に検討を行いながら対応している。		
43	Ⅲ—２—（２）—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
＜コメント＞ ○自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることの確認については、会議での共有を行い、主任課長がまとめるように仕組みをとっている。ブロック会議や支援会議で自立支援計画の評価や見直しは適宜十分行われている。 ◆自立支援計画を緊急に変更する場合が生じたとき、対応はするものの仕組みとしての整備は行われておらず、適宜対応をしているため、今後は仕組みの整備が期待される。		
Ⅲ—２—（３）養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—２—（３）—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c

＜コメント＞ ○子どもに関する養育・支援の実施状況の記録などについては、ネットワークシステムで各職員が把握できるようになっている。ネットワークシステムの機能を活用して、各職員に必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。また、全体会議を月に一度行い、部門を横断した情報共有が行われている。システムへの記録は「日誌・カルテの書き方」に基づき、職員によって差異が生じないように共通理解を図っているほか、施設長からも情報の発信がされている。		
45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉑・b・c
＜コメント＞ ○子どもに関する記録の管理体制については、個人情報の保護と情報の開示の観点から個人情報取扱規定を定め、記録管理の責任者を設置している。また、個人情報の保護の観点から職員には会議などを通して教育を行い、遵守するように促している。その際には、旬な話題などを題材にして触れながら個人情報保護の研修が行われている。個人情報の取り扱いについては掲載を行なっている。		

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子ども権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—(1) 子どもの権利擁護		
A①	A—1—(1)—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・㉑・c
＜コメント＞ ○子どもの権利については、「入所のしおり」「令和6年度スローガン」「児童支援計画」のなかに記載されている。 ◆子ども自身の権利を主体とした養育・支援の取組に努めているが、子どもの権利擁護においては「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員に徹底される必要があるため、それに沿った規定・マニュアル等を早期に整備するよう期待したい。		
A—1—(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A—1—(2)—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	㉑・b・c
＜コメント＞ ○児童相談所から講師を招聘し「子どもの権利に関する研修会」を実施している。入所見学の段階から権利ノートや入所のしおりを活用し、子どもにわかりやすく説明している。また、		

「ブロック（ユニット）目標」を立て、日常生活の中で、自分や他人を傷つけたりしてはいけないことを子どもの年齢に配慮しながら伝え、権利、義務、責任について話し合う機会を持つ取組がなされている。		
A—1—（３） 生い立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（３）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a・ ③ ・c
<コメント> ○子どもたち一人ひとりのアルバム等の記録を作成し、子どもの生い立ちに空白が生じないよう努めている。 ◆職員の退職等に伴い、子どもの情報を一貫して伝えられる体制になっておらず「職員と一緒に振り返る」ことが出来ているかについては難しさを感じている。子どもにとって自身の成長や自立、また自己形成の視点からも自分自身の生い立ち、家族の状況等を職員と共に把握できる環境の構築が期待される。		
A—1—（４） 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（４）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・ ④ ・c
<コメント> ○身体的暴力、心理的暴力、ハラスメント等、不適切なかかわりの防止について、職員研修を実施し、子どもからの訴えやサインを見逃さないよう組織的な対応を図っている。 ◆施設における体罰や人格を辱めるような行為を含む、軽微に考えられてしまう不適切なかかわりの防止と早期発見に向けた具体的な取組が望まれる。また、入所時の早い段階から「入所のしおり」等の資料に明記するなど、施設側からも子どもが自ら訴えやすい環境を整えることが期待される。		
A—1—（５） 支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—（５）—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	⑤ ・b・c
<コメント> ○子どもにとって生活場所が変わることは大きな負担を強いられることと受け止め、その不安を解消するためにも温かく迎える準備をし、子どもの歓迎会を行っている。また、「アフターケアマニュアル」を活用し、家庭復帰後や施設変更後も、子どもの状況の把握に努め、子どもの気持ちに沿った支援ができるよう職員全員で取り組んでいる。		
A⑥	A—1—（５）—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	⑥ ・b・c
<コメント> ○退所後の社会生活を想定した自立支援であるリービングケアと退所後のアフターケアは施設にとって重要な業務と捉え、担当職員を配置している。また、「柏葉まつり」には退所者に加え、元職員や地域の人が多く参加し、地域社会と協力関係を構築する機会にもなっている。		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—（１）養育・支援の基本		
A⑦	A—2—（１）—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	㉑・b・c
<コメント> 〇月に１回の全体会議では、フェイスシートを活用し、子ども一人ひとりが抱える個別的な課題に向き合っている。各ブロック会議には、心理士も出席し、子どもが表出する感情や言動を受け止め、子ども理解につながるような支援がなされている。また、利用者アンケートを通じて、子どもたちに職員への信頼が芽生えていることが感じられる。		
A⑧	A—2—（１）—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<コメント> 〇各ブロックに一定の裁量権を有する主任職員を配置し、柔軟な対応ができる体制となっている。日常生活の中で基本的欲求を充足できるよう子どもと職員が一緒に「スローガン」を決め、子どもの意思を尊重する取組をしている。また、毎月の個別面談に加え、適宜面談を重ね、子ども一人ひとりの基本的欲求を把握するよう努めている。		
A⑨	A—2—（１）—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	㉑・b・c
<コメント> 〇「児童支援計画」が作成されており、年齢にあった支援の展開（未満児、年少児、年中児、年長児、小学生等）についてそれぞれ記載されている。年間指導計画では長期の育ちの見通しを持ちながら、子ども自身が主体的に生活を営むことができるような目標を設定し支援につなげている。		
A⑩	A—2—（１）—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	㉑・b・c
<コメント> 〇「児童支援計画」のなかで、各年齢にあった「ねらい・内容・環境構成・援助」が明記され、子どもの興味や趣味に合わせて自発的活動が出来るよう取組まれている。また、学びの保障をするために学習支援ボランティア（カコタム）を利用し、子どもたち自身が主体的に取組めるよう、文章で案内している。		
A⑪	A—2—（１）—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<コメント> 〇地域社会への積極的参加を図る機会として「柏葉まつり」の開催、地域で企画されるスノーフェスティバルや親子ふれあいの旅（青少年科学館見学）等に参加し、社会常識や社会規範の習得につながる支援をしている。また、ネットやSNSに関する知識を身に着けるための支援として、外部講師（NTT 職員）を招聘し講習を実施している。		

A—2—（２）食生活		
A⑫	A—2—（２）—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	㉑・b・c
<コメント> ○オープンキッチンのブロック（ユニット）もあり、明るく楽しい食環境になるよう配慮されている。基本的な調理技術を習得できるよう、栄養士が子どもと一緒に食事（サンドイッチ等）を調理する機会を設け、コミュニケーションの場としての機能も果たしている。子どもの嗜好を把握するために残食は毎食計測し、献立に反映されている。		
A—2—（３）衣生活		
A⑬	A—2—（３）—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	㉑・b・c
<コメント> ○子どもと職員と一緒に楽しみながら買い物に行き衣類を購入している。子ども自身が衣生活の管理に興味を持てるようにするために、洗濯やアイロンがけを「お手伝い」として職員と一緒にする機会をつくるよう工夫をしている。また、TPOにあった適切な身だしなみが出るように職員からも声をかけ、自己表現の手段としての個性が尊重されるよう支援している。		
A—2—（４）住生活		
A⑭	A—2—（４）—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a・㉑・c
<コメント> ○中学生以上は個室があり、一人ひとりの居場所が確保され、安心して生活できる場所となるよう配慮されている。また、小規模グループを増設し養育を行う環境づくりに配慮している。 ◆破損個所については、壊れたものが放置されることで生活の潤いがなくなり、不適切な環境が当たり前になってしまわぬよう速やかな修繕が行われることが望まれる。		
A—2—（５）健康と安全		
A⑮	A—2—（５）—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a・㉑・c
<コメント> ○健康カルテとして「チャイルドノート（日誌）」を活用している。日々の健康状態の把握や受診歴の確認など、速やかに支援できる体制となっている。 ◆薬は施錠できる場所に正しく保管されている。服薬が必要な子どもに対しては、飲み忘れを含め職員がしっかり確認できるような「服薬管理体制」の仕組み作りの構築が期待される。		

A—2—（6）性に関する教育		
A⑯	A—2—（6）—① 子どもの年齢・発達状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・ ⑥ ・c
<コメント> ○年齢、発達状況に応じて性についての正しい知識がもてるよう外部講師を招聘し学習会を開いている。 ◆すでに作成されている「児童支援計画」のなかに、性教育に関する支援についての項目を増やし、カリキュラムを用意する、性教育の資料を作成して配布するなど、より子どもたちにとって理解しやすい取り組みを加えることで、更なる実践の向上を期待したい。		
A—2—（7）行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—（7）—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	⑦ ・b・c
<コメント> ○暴力や不適切な行動をとる子どもの要因や課題を分析し、職員が協力して対応する体制が整っている。特に児童相談所等の関係機関と密に連携をとり、書類作成を含め丁寧な対応がなされている。また、施設が行動上の問題があった子どもに対する癒しの場となるような努力をしている。		
A⑱	A—2—（7）—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	⑧ ・b・c
<コメント> ○ブロック（ユニット）の子どものメンバー構成は、子どもたちからもアンケートを取り、子どもの心情や人間関係を把握し、子ども同士のいじめや暴力が起きないように取り組んでいる。また、「入所のしおり」のなかで、施設生活において「暴力で解決しない」ことを、ルビを振った文章で子どもに向けて具体的にわかりやすく説明されている。		
A—2—（8）心理的ケア		
A⑲	A—2—（8）—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	⑨ ・b・c
<コメント> ○「ケース会議」「自立支援作成会議」を行い、心理療法が必要な22名の子どもに対し、3名の心理職員がそれぞれの専門分野（幼児・学童等）の特徴を活かし支援に繋げている。職員間の連携が取りやすいように、心理職員の職員室座席を中央に配置するなどの工夫がされている。		
A—2—（9）学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—（9）—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	⑩ ・b・c
<コメント> ○入所児童のうち、小学生7名、中学生6名、高校生7名が特別支援学級に通っている。子どもの状況に応じて学校と連携を取り、支援学級から普通学級への環境変化に対するサポー		

トや、忘れ物や宿題の未提出がないよう、職員が子どもと一緒に確認するなど、きめ細かな支援がなされている。		
A ㉑	A—2—(9)—㉑ 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・㉑・c
<コメント> ○高校進学後も進学を希望する子どもの進学実現に向け、担当職員を配置し、特に資金面と生活面の支援を中心に情報提供を含めて適切な自己決定ができるよう多くのケースの支援に努めている。「児童支援計画」のなかで退所後の生活援助の観点からアルバイトの奨励を含め社会自立援助のサポートもされている。 ◆担当職員を配置し、自己決定を促す支援を実践しているが、入所当初の早い段階から進路についてきめ細やかな相談、話し合いといった援助をすることで、より長期的な支援に繋がることに期待したい。		
A ㉒	A—2—(9)—㉓ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	㉑・b・c
<コメント> ○職場実習や職場体験を、子どもが仕事内容を知り、自分の適性を知る大切な機会と捉え、積極的に参加できるよう支援している。職場体験を支援してくれる外部団体（カコタム）や個人（学びのナビゲーター）と連携し、社会経験が拡大されるよう努めている。		
A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A ㉓	A—2—(10)—㉑ 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㉑・b・c
<コメント> ○「児童支援計画」で支援方針を明確にし、家庭支援専門相談員を要した相談窓口を設け、施設全体で支援体制を整えている。面会、外出、一時帰宅などを通して子どもと家族の継続的な関係づくりに取り組んでいる。また、児童相談所と連携しながら子どもが家庭復帰できるように取り組んでいる。		
A—2—(11) 親子関係の再構築支援		
A ㉔	A—2—(11)—㉑ 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・㉑・c
<コメント> ○施設入所は子どもの最善の利益を念頭においた親子関係の再構築であると認識し、親子訓練室を積極的に活用し、退所につなげる支援に努めている。 ◆家庭支援専門相談員を中心に、家族のアセスメントや親子関係再構築のための支援計画が策定されているが、全ての職員及び施設全体で共有されることを望みます。		

C 利用者調査

I 利用者調査（アンケート調査）について

1. 社会的養護関係施設においては、利用者調査の実施を必ず実施するものとされています。その方法については、全国的な活動水準が求められますので、全国推進組織と定められている全国社会福祉協議会の示す利用者調査の実施方法と利用者調査の様式に準じて実施しました。なお、全国社会福祉協議会のホームページ（<http://shakyo-hyouka.net/social4/>）に、利用者調査の実施方法及び利用者調査の様式例が公開されています。

非営利活動法人北海道児童福祉施設サービス評価機関の利用者調査様式一式は、「Ⅳ 利用者調査様式」に掲載しました。

2. 利用者調査の概要

（１）アンケート調査期間

2024年7月2日（火）～2024年7月12日（金）

（２）回収数

57通 / 小学校4年生以上 59人

（３）利用者調査は、子どもがどのように感じているかを施設が把握することが目的のため、評価機関の見解を入れずに、アンケート結果の集約に留めてそのまま「Ⅲ 子どもへのアンケート結果集約」に記載しました。

Ⅱ 利用者調査の実施方法

1. 趣旨

第三者評価事業の利用者調査は、子どもがどのように感じているかを把握することが目的であり、利用者満足度を評価するものではありません。

提供される支援及びその結果に対して、子どもの声を把握し、その意向の尊重や反映を行うことは、支援の質を高めます。

なお、子どもの回答が、子どものこれまでの家族関係、生活習慣、生育歴などに影響されていることを考慮し、回答をそのまま受け止めるだけでなく、回答の意図するところなどもくみ取る必要があります。

利用者調査の結果は、第三者評価を取りまとめる上での参考情報となります。また、調査結果が施設へフィードバックされ、事業改善を図る上で参考となります。

2. 実施方式

実施方式は、原則として無記名アンケート方式とします。

3. 調査対象

調査対象は、小学校4年生以上の入所児童の全数とします。ただし、実態に即し、無理のない範囲で実施することとし、回答したくないなど回収できない場合は、差し支えありません。

4. 調査内容、質問数

アンケートの表現は、文例のように、子どもにわかりやすいよう工夫するとともに、質問数が多いものとし、質問数が多くないものとします。

5. 利用者調査の実施方法

- ① 調査票の子どもへの配布、調査の目的や方法の子どもへの説明、記入された調査票の回収を、評価機関が施設に依頼して行う方法によります。
- ② 評価機関は、調査票のほか、施設への依頼文、子どもへの説明文、回収用封筒を用意して、あらかじめ施設に渡します。
- ③ 調査票は無記名とし、記入した調査票は、回収用封筒に子ども自身が入れて、糊づけ等で封をして、子どもが回収箱に入れる方法によります。
- ④ 回収箱に投函された回収用封筒は、施設がまとめて、評価機関へ提出します。

6. 利用者調査の結果

- ① 選択肢については、「はい」「いいえ」「どちらともいえない」「無回答」を集計します。自由記載については、主な事項を集約します。
- ② 調査結果については、個々の子どもの回答内容が施設にわからないように留意しつつ、集約したものを施設に示します。

Ⅲ 子どもへのアンケート結果集約（ 柏葉荘 ）

問 1 いま、あなたは？

①小学生	②中学生	③高校生・その他	無回答	計
18	17	23	0	58

問 2 この施設は、くらしやすく、安心して生活できますか？

①はい	②いいえ	③どちらともいえない	無回答	計
37	1	20	0	58

- ① お金を出す量が少ない
ねる時間は、なんじでもいいと思う
- ② 建物がいまにも崩れそう、、、
- ③ ルールがきびしくて ザ施設がでていてやだ。
- ④ 人の相性が合わず、ケンカや仲違いなどがおきてるから、衣食住は保障されているし、生活の面では問題ないと思う
- ⑤ 年が離れてるゲームしたいっす。
- ⑥ 自分は時と場合にもよるけど無理をしすぎるからどちらともいえない
- ⑦ 高校生ナノに年下に合わせられるから。（ウの回答）
- ⑧ くらしやすい

問 3 食事の時間は楽しみですか？

①はい	②いいえ	③どちらともいえない	無回答	計
34	6	18	0	58

- ① みんなと食べるのがたのしい
- ② ごはんを食べる時間がはやい
- ③ ごはんがおいしくない
- ④ 嫌いな物もあるけど、おいしいから楽しみ
- ⑤ ごはんがおいしい
- ⑥ ごはんの時みんなとはなしながらたべるのが楽しい
- ⑦ できたてを食べさせてくれる○
- ⑧ ふつうです、
- ⑨ きらいな食べもの多いから、（ウの回答）
- ⑩ あまりみんなと食べる時間がないから（ウの回答）
- ⑪ 料理によって、量が多すぎたり、味が濃い薄いことがあるなど、味付けがあんていしてないから 栄養などについては良いと思うので、調味料などで調整できるようにしてほしい（ブロックに常備してほしい）
- ⑫ みんなで楽しい話ができる。
- ⑬ けんかみたいなのなればもっといい！！

- ⑭ 席のメンバーがイヤなのもあるし、うるさいからやだ！！
- ⑮ 好きなのもっとふえたい
- ⑯ うまいかい（アの回答）
- ⑰ 5年生よりご飯がおいしくなった。嫌いなご飯があるとき、楽しくないけど、自分が好きな食べ物は、おいしい！

問4 施設の大人の人たちから、あなたは大切にされていると感じますか？

①はい	②いいえ	③どちらともいえない	無回答	計
36	3	19	0	58

- ① なんかあったらたすけてくれる
- ② どうあがいたって他人であることに変わりはないので、性格や相性によって愛せる人と愛せない人に分かれると思います。
- ③ ぶつかっても見放さないで向き合ってくれる
- ④ おこられるときがあるから
- ⑤ よくわからない、
- ⑥ 基本的には大切にされていると思います。
- ⑦ 常に心配してくれる。
- ⑧ 楽しいことを計画してくれている。
- ⑨ あそんでくれる。
- ⑩ 自分が周りの人からどう思われているのかがわからない。
- ⑪ される時とされていない時とを感じる時がある。
- ⑫ 先生大好き！
- ⑬ たまに、自分がいじけるときがあるけど、楽しいときが多い！暴言や暴力はしてこないです。なので楽しいです。

問5 施設の大人の人たちはこの施設の決まりや約束ごとをわかりやすく教えてくれますか？

①はい	②いいえ	③どちらともいえない	無回答	計
45	4	9	0	58

- ① 急にいつている
- ② てきと一だから（ウの回答）
- ③ たまに職員の中でも言っている事が違う事がある
- ④ くわしくおしえてくれる
- ⑤ ふつうです、
- ⑥ なっとくしないときもあるけどがまんする。
- ⑦ 分かりやすく教えてもらっています。 思いこみや理解不足、自分自身の怠けの気もちで守れていないことが多いです
- ⑧ 人によって言ってることが違うことがある

- ⑨ ねんれいせいげん、
 ⑩ でも僕は、小さいから、〇意が分からないところも、あるけど、ちゃんと、石坂〇がこまかくおしえてくるので分かりやすいです。

問 6 施設の大人の人たちは、あなたがいやがるよび方をしたり、命令したり、乱暴な言葉を使ったりしないで接してくれますか？

①はい	②いいえ	③どちらともいえない	無回答	計
36	4	16	2	58

- ① たまにしてくる
 ② よくわからない (ウの回答)
 ③ やさしい
 ④ 全くありません (乱暴なことは) 私が何かダメなことをしても、しっかりと対処してくれます。
 ⑤ 特になし、
 ⑥ 乱暴なことは、してこないです。やさしく接して話してくれます！

問 7 施設の大人の人たちは、あなたの良いところをほめてくれますか？

①はい	②いいえ	③どちらともいえない	無回答	計
42	2	14	0	58

- ① ほめてくれない事が多い
 ② ほめすぎて、逆にもっと上を目指せなくなってる！自分じゃ納得できない成績もほめてくれるからもういいやってなっちゃう！
 ③ その日のきぶんによる。
 ④ 自然にほめてくれます。とても嬉しいです
 ⑤ 字がきれいなことをほめてくれる。
 ⑥ あまり気にしていない、
 ⑦ テストの点が良かったら、ほめてくれます。

問 8 施設の大人の人たちは、あなたが成長していくために取り組む目標、あなたの将来 (学校や仕事) について話を聞いてくれますか？

①はい	②いいえ	③どちらともいえない	無回答	計
45	4	9	0	58

- ① あいまいだから (ウの回答)
 ② あまりはなしたりはしないけど はなしをしたらきいてくれる。
 ③ 私が知らないことや分かっていないことも教えて貰ってます。 私自身の進路への意識を上げたいと思うほどに、熱心に取り組んで下さってます。
 ④ 話を聞いてくれる。
 ⑤ 話さない、
 ⑥ でも、身長の話は、話を聞いてくれます。 (イの回答)

問 9 あなたには、自分の気持ちやあなたの考えを話しやすい施設の大人の人がありますか？

①はい	②いいえ	③どちらともいえない	無回答	計
38	5	15	0	58

- ① 気分による (ウの回答)
- ② 私自身が人をたよれないから。でも少しずつはなせる。
- ③ わたなべ先生 勝村先生 島ず先生 安井先生 うきょう先生 (アの回答)
- ④ 色んな先生がいますが皆優しいです。
- ⑤ 立池先生、
- ⑥ 畑山先生と他のブロックの勝村先生、勝見先生、横山先生、島津先生が話しやすい。
- ⑦ 言いやすい人も言いづらい人もいる。
- ⑧ 悲しい時は、心配をしてくれます。

問 10 ここでの暮らしでは、あなたのプライバシー（人に知られたくないことや自分の居場所）は守られていますか？

①はい	②いいえ	③どちらともいえない	無回答	計
41	6	11	0	58

- ① せいしんせかいは、守られています。
- ② 人と暮らしているので、完全には守られることはないと思います。 尊重はされてると思いますが、「はい」と言えるほどなのかが分かりません
- ③ 自分のお部屋がすごしやすい。
- ④ 気にしていない、
- ⑤ ない (アの回答)

問 11 ここでの暮らしで「いやだなあ」「こまったなあ」と思ったときに、施設の外の大人の人にも話すことができることを知っていますか？

①はい	②いいえ	③どちらともいえない	無回答	計
33	18	7	0	58

- ① あんまりない
- ② したらなぐられる
- ③ 保健室の先生に話してます 児相の先生にも話したり、相談できることは知ってます。
- ④ わかんない、
- ⑤ ない (アの回答)

問 12 この施設での生活について、他に意見や希望などを何でも書いてください。自由意見

- ① たいしょうしたい
けんかをなくしたい
- ② 朝昼晩ごはんおいしくして
おかつおいしくして ・キレイにして

引き継ぎができてない ・ プールつくって

ルールが多すぎ

シャンプーいいのつかって

リフォームシロ

へやせまい

ベットかたすぎ

サウナ

- ③ おこずかい増やす ポーチから出いりしたい

ルールがそくばくしすぎ

スマホを回収する意味が分からない

おおぶろのはいる量を増やしてほしい→時間少ない

変んなごはんをださないでほしい

へやを広いようにしてほしい

- ④ 体育館で、もう1個バスケットゴールをほしい

- ⑤ インターネット

- ⑥ ごはんをおいしくしてほしい

- ⑦ おこずかいをふやしてほしい

テレビを、大きくしてほしい、へやを広くしてほしいです、

しせつ長をかえてほしいです、りょうくにいきたいです、

はくようをヨーロッパ風のたてものにしてほしいです、

おくじょうをつかれるようにしてほしい、イベントをふやしてほしい、

もんげんをのばしてほしい、はくようの車をかえてほしい

- ⑧ 特になし

- ⑨ 子どもによってたいどが変わる職員がいて、少し嫌。

はなしやすい職員が1人でもいるから、まだ楽しく生活できている。

TV もう少し大きくなってほしい 他のブロックは大きいから

- ⑩ いっぱいおでかけしたいです。

- ⑪ 部屋のドアを自動ドアにしてほしい（しもんにんしょうにしてほしい、先生たちは、あしかぎを持っている）

- ⑫ らんぼうをやめてほしい、てきとうにしないでほしい、わる口、ぼうりよくしないでほしい、

- ⑬ お小遣いを増やしてほしい。

部屋をのぞかないでほしい

- ⑭ 本がバラバラだからできる範囲でバラバラじゃなくしてほしい。

- ⑮ お小遣いを全額使いたいです。

- ⑯ おこづかいふやして グランドをじんこうしばにほしい

もんげんをのばしてほしいへやをひろくしてほしい

- ⑰ 特にありません。今年の4月から、生活環境が変わり、たくさんの不安や、心配を抱えていましたが、職員は優しく接してくれます。私が話したくない気分のときは、そっと見守って

くれたり、学校で疲れている日は、たくさん手伝ってくれたり、前よりももっと楽に生きることができていると思っています。 将来はこんな先生になりたい！

- ⑱ ひまわりははくように行きたい、ちいきとはくようのいっしょにすごすじかんをふやしてほしい、
- ⑲ とくになし
- ⑳ ブロック外出をしたい
- ㉑ おこずかい、ふやしてください。 こどもに対しての態度じゃない大人がいる。 たまに無視される。 ディズニーランド☆しせつ全員ででかけたい。旅行とか テレビでかくしてほしい。ソファがほしい、
- ㉒ 小規模化してほしい 部屋を大きくしてほしい
- ㉓ インターネットを使える様にしてほしい 勉強の際、調べながらしたいです。 ○定期券をタッチ式にしてほしいです。 ○物が盗まれない様にしてほしいです。同居している人が、犯罪を犯している現状が辛いです ○ブロックごとの格差を少なくしてほしい 人数が多いブロックは先生の手が足りていません。また、調味料なども、他のブロックと違い、ごくまれにしかありません 施設で統一するか、ブロックへの緩和
- ㉔ もう少し自分との個別の時間がほしい
- ㉕ ひんなのみんなで、もっとお出かけをしたいです。 年に一回ディズニーランドに行ってみたいです。
- ㉖ ＵＳＪに行きたいです。
- ㉗ 施設のみんなでディズニーランドにいきたいです。
- ㉘ けんかしないで！ みんな仲良くね、dy 竜晴
- ㉙ なし
- ㊀ フライドポテトいっぱい食べたい。
- ㊁ とくになし
- ㊂ 今は休日の体育館のルールが決まってるけど、そのせいで他のブロックの人と遊ぶ時間がまったくないから体育館のルールをなくしてほしい！。
- ㊃ みんないしょにけんかしないでくらす。
- ㊄ ディズニーランドいきたい
- ㊅ 門限をもうちょっとおそくして欲しい。高校生（学校の門限） ○北海道から出て旅行をしたい。 ○お小遣いをもうちょっと増やしてほしい。
- ㊆ ディズニーランド ゲームセンター
- ㊇ もっとみんなででかけたい
- ㊈ 学校みたいに、ごはんの、じぶんたちきぼうをきいてそれをきめてやるやつをだしてほしい。
- ㊉ 特になし
- ㊐ ない
- ㊑ ディズニーランドいきたい。 かさもちたい。 もっとケンカのないしせつにしたい。
- ㊒ はやくたいしょうしたい、いろんな所におでかけをしたい、プールに行きたい、けんかのないたのしいはくようそうにしたい。

IV 利用者調査様式（児童養護施設・小学校4年生以上）

アンケートのお願い

柏葉荘園では、このたび、施設の生活をよりよいものにしていくため、施設の外の人からの評価（第三者評価）を受けることになりました。

第三者評価は、柏葉荘がみなさんによりよい支援を行うため、課題を見つけることを目的としています。

そのときに、みなさんの意見も参考としたいので、アンケートに協力してください。

このアンケートに答えたことで、生活がしづらくなったり、損をしたりすることはありませんので、安心して答えてください。

次の方法でアンケートに答えてください。

- ① アンケートは全部で12問です。アンケート用紙に記入してください。答えたくない質問には答えなくてもよいです。
- ② 書き終えたら、返信用封筒に入れ、封をして、
月 日までに、回収箱に入れてください。
月 日に評価機関に送ります。
- ③ わからないことはいつでも次に書いてあります。評価機関の連絡先まで連絡してください。そのとき自分の名前は言わなくてよいです。

評価機関名 北海道児童福祉施設サービス評価機関

担当者名 上井 奈穂美

電話番号 090-4875-1363

子どもへのアンケート

- あなたは、この施設について、どのように感じていますか？あなたの気持ちに一番近いものに、○をしてください。
- 各問にご意見がある場合、自由意見欄にあなたの考えを自由に書いてください。

問1 いま、あなたは？

- ① 小学生 ② 中学生 ③ 高校生・その他

問2 この施設は、くらしやすく、安心して生活できますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問3 食事の時間は楽しみですか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問4 施設の大人の人たちから、あなたは大切にされていると感じますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

次のページにつづきます

問5 施設の大人の人はこの施設の決まりや約束ごとをわかりやすく教えてくださいませんか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問6 施設の大人の人は、あなたがいやがるよび方をしたり、命令したり、乱暴な言葉を使ったりしないで接してくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問7 施設の大人の人は、あなたの良いところをほめてくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問8 施設の大人の人は、あなたが成長していくために取り組む目標、あなたの将来（学校や仕事）について話を聞いてくれますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問9 あなたには、自分の気持ちやあなたの考えを話しやすい施設の大人の人がいますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

次のページにつづきます

問10 ここでのくらしでは、あなたのプライバシー（人に知られたくないことや自分の
居場所）は守られていますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問11 ここでのくらしで「いやだなあ」「こまったなあ」と思ったときに、施設の外の大人
の人にも話すことができることを知っていますか？

- ①はい ②いいえ ③どちらともいえない

自由意見欄：

問12 この施設での生活について、他に意見や希望などを何でも書いてください。

自由意見欄：

ご協力ありがとうございました

D 資料

子 発 323 第 3 号
社援発0323第30号
令和 4 年 3 月 23 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長
児童相談所設置市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」（以下「第三者評価指針」という。）を踏まえながら社会的養護関係施設（児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設をいう。以下同じ。）における第三者評価については、「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」（平成 30 年 3 月 30 日付子発 0330 第 8 号、社援発 0330 第 42 号（以下「社会的養護関係施設第三者評価通知」という。））により実施されているところである。

社会的養護関係施設の第三者評価基準については、社会的養護関係施設第三者評価通知に示すとおり、概ね 3 年毎に定期的に見直しを行うこととしているが、今般、前回の見直しから 4 年が経過することから、福祉サービス第三者評価事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）に設けられた「福祉サービスの質の向上推進委員会」に要請し、各施設における支援の質の向上の観点から当該基準の見直しの検討を行ったところである。

これを踏まえ、第三者評価基準の改定を行い、本通知により令和 4 年 4 月 1 日から適用することとしたので、第三者評価指針のほか下記の事項に留意の上、社会的養護関係施設の第三者評価の適切な実施にご配意願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1. 第三者評価の趣旨

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第78条第1項により、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」こととされており、これに基づき、福祉サービス第三者評価事業が実施されている。

福祉サービス第三者評価事業は、社会福祉事業の経営者が任意で第三者評価を受ける仕組みであるが、社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みではない措置制度等であり、また、施設長による親権代行等の規定があるほか、被虐待児が増加していること等により、施設運営の質の向上が必要である。このため、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）において、社会的養護関係施設については、「自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。」旨を定め、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけている。

これらにより、社会的養護関係施設の第三者評価は、子どもの最善の利益の実現のために施設運営の質の向上を図ることを趣旨として実施されるものである。

2. 第三者評価及び自己評価の定期的な実施

- (1) 社会的養護関係施設は、第三者評価指針及び本通知に基づき、第三者評価を令和4年度から始まる3か年度毎に1回以上受審し、その結果の公表をしなければならない。
- (2) また、第三者評価基準の評価項目に沿って、毎年度、自己評価を行わなければならない。

3. 第三者評価の推進組織

① 全国推進組織（全社協）

全国推進組織である全社協は、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」による業務に加え、社会的養護関係施設第三者評価機関の認証に関すること、社会的養護関係施設についての第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること、第三者評価結果の取扱いに関すること、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること、その他必要な業務を行う。

③ 都道府県推進組織

第三者評価指針の別添1の「都道府県推進組織に関するガイドライン」による業務に加え、本通知に定める事項に係る業務を行うことができる。

4. 第三者評価基準

(1) 全国共通の第三者評価基準

社会的養護関係施設の第三者評価基準については、他の福祉サービスと同様に共通評価基準と施設種別独自の内容評価基準に分かれており、今般、別添1-1から別添6-4までのとおり改定したところである。

共通評価基準は、都道府県社会的養育推進計画に関する内容を踏まえ、施設経営を取り巻く環境と経営状況の把握・分析、職員育成の意義、地域の福祉ニーズ等を把握するための取り組みに関する内容の加筆等を行い、改定した。自立援助ホームについては、平成22年に評価基準を策定後、初めての改訂となるため、平成30年に改正された全施設種別の共通の第三者評価指針の別添3の「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」及び同通知の別添4の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける評価項目の判断基準に関するガイドライン」に合わせて評価項目の組み替え等の見直しを行ったほか、自立援助ホームは第2種社会福祉事業であることや児童の対象年齢を超えた者も入居している等の特性・実態を踏まえた言葉の置き換え、整理を行った。

また、内容評価基準については、子どもの権利擁護に関する項目の加筆や、評価基準の一部に2段階評価が用いられたものを3段階評価に修正する等の見直しを行った。自立援助ホームについては、利用者からの申し込みによる入居であり、他の施設種別と異なるため、入居者の年齢や実態を考慮した修正を行った。

(2) 都道府県独自の第三者評価基準

都道府県推進組織は、(1)にかかわらず、第三者評価指針の別添1の「都道府県推進組織に関するガイドライン」により、独自の第三者評価基準を定めることができる。この場合、社会的養護関係施設の施設運営指針に基づくとともに、(1)の全国共通の第三者評価基準に基づいて定めるものとする。

(3) 第三者評価基準の見直し

社会的養護関係施設の第三者評価基準については、3年に1回の第三者評価の受審を義務づけていることを踏まえ、その実施状況をみながら、概ね3年毎に定期的に見直しを行うこととする。

5. 第三者評価機関

(1) 社会的養護関係施設第三者評価機関の認証

社会的養護関係施設第三者評価機関は、社会的養護関係施設の特質等を十分把握し、一定以上の評価実績を積むことが必要であるため、他の都道府県など広域で活動できることが適当である。

このため、社会的養護関係施設第三者評価機関については、全国共通の「社会的養護関係施設第三者評価機関」の認証を受けなければならないこととし、この認証は、次の要件により原則として全国推進組織が行い、全国において有効とする。

- ① 都道府県推進組織の認証を受けている第三者評価機関にあつては、全国推進組織である全国社会福祉協議会が実施する直近の社会的養護関係施設評価調査者養成研修又は継続研修を受講し、修了した評価調査者が在籍していること。
- ② ①以外の評価機関にあつては、第三者評価指針の別添2の「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」に掲げる要件を満たすとともに、①の要件を満たしていること。

(2) 認証の有効期間と更新

当該認証の有効期間は、令和4年度から始まる3か年度毎の年度末日までの期間とする。

なお、認証の更新時には、令和4年度から始まる3か年度毎に6か所以上の社会的養護関係施設の評価を行うとともに、この3か年度毎に全国推進組織が行う研修を受講し修了した評価調査者が在籍し、適切な評価を行っていることを要件とする。

(3) 都道府県独自の認証

都道府県推進組織は、(1)にかかわらず、当該都道府県内において有効な社会的養護関係施設第三者評価機関の認証を行うことができる。

この場合は、第三者評価指針の別添2の「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」に基づき、都道府県推進組織が定める認証要件を満たすとともに、都道府県推進組織が実施する社会的養護関係施設評価調査者養成研修を受講し、修了した評価調査者が在籍していることとする。

なお、4(2)で独自の第三者評価基準を設けている都道府県推進組織において、特に必要と認める場合には、当該都道府県内の施設の第三者評価については、当該独自の認証を受けた社会的養護関係施設第三者評価機関でなければならない旨の取り扱いを設けることができる。

(4) 評価の実施等

社会的養護関係施設第三者評価機関が社会的養護関係施設の評価を行う場合には、1件の第三者評価に2名以上の評価調査者が一貫して担当するものとし、いずれの評価調査者も、直近の社会的養護施設評価調査者養成研修又は継続研修を受講し、修了していることが望ましいが、少なくとも1名は、これを受講し、修了している者でなければならない。

なお、社会的養護施設評価調査者養成研修を受講していない評価調査者についても、第三者評価指針の別添1の「都道府県推進組織に関するガイドライン」により都道府県推進組織が行う評価調査者養成研修を受講し、修了した者でなければならない。

社会的養護関係施設第三者評価機関は、毎年度、全国推進組織に対し第三者評価事業の実績等を報告し、また、全国推進組織が第三者評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

6. 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修

全国推進組織は、社会的養護関係施設評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行う。

養成研修は、①社会的養護の現状と課題、②児童養護施設の現状と第三者評価、③乳児院の現状と第三者評価、④児童心理治療施設の現状と第三者評価、⑤児童自立支援施設の現状と第三者評価、⑥母子生活支援施設の現状と第三者評価、⑦社会的養護関係施設の評価の手法のそれぞれについて、専門的知見を有する講師により、講義・演習を行うものとする。演習科目においては、社会的養護関係施設の第三者評価の実施に係る訪問調査や利用者調査等の実践事例等を組み入れるよう工夫を講じること。

継続研修は、4.（3）による第三者評価基準の見直しに応じて講義・演習を行うものとする。

なお、都道府県推進組織においても、第三者評価指針の別添6の「評価調査者養成研修等モデルカリキュラム」を参考にして、上記の講義を加え、独自に行うことができるものとする。

7. 利用者調査の実施

社会的養護関係施設については、利用者の意向を把握することの重要性にかんがみ、第三者評価と併せて利用者調査を必ず実施するものとする。

その方法及び様式については、別添7－1から別添7－9までのとおりである。

8. 第三者評価結果の公表

（1）社会的養護関係施設については、第三者評価機関が評価結果を全国推進組織及び都道府県推進組織に提出し、全国推進組織がその結果を公表するものとする。

なお、これに併せて、都道府県推進組織においても公表することができる。

（2）社会的養護関係施設の評価結果の公表は、原則として全国共通の公表様式とし、第三者評価機関名、評価調査者研修修了番号、事業者情報、理念・基本方針、施設の特徴的な取組、第三者評価の受審状況、総評、第三者評価結果に対する施設のコメント、第三者評価結果（すべての評価細目ごとのa, b, c の3段階評価、第三者評価機関の判定理由等のコメント）を記述して公表し、その様式は別添8－1から別添8－6までのとおりである。

なお、4（2）で独自の第三者評価基準を設けている都道府県推進組織においては、第三者評価指針の別添5の「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づいて、独自の公表様式を定めて差し支えない。

9. 評価の質の向上のための取組

全国推進組織においては、第三者評価機関、学識経験者及び社会的養護関係施設の関係者の参画を得ながら、社会的養護関係施設に対する第三者評価の質の向上の

ための調査研究及び情報交換を行う組織を設ける。

10. 自己評価の実施

- (1) 第三者評価を受審するに当たっては、あらかじめ、第三者評価基準に基づき、自己評価を行うものとする。この場合の自己評価の方法は、受審する施設と第三者評価機関で協議し決定する。
- (2) 第三者評価を受審しない年度の自己評価は、その方法を当該施設で決定の上、第三者評価基準に基づき行う。

11. ファミリーホーム及び自立援助ホームについての第三者評価

ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）及び自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）の第三者評価については、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）により、受審等の努力義務が規定されているところである。

ファミリーホーム及び自立援助ホームの第三者評価の実施については、社会的養護関係施設第三者評価機関が行うこととする。

12. 第三者評価の受審費用

社会的養護関係施設及びファミリーホーム、自立援助ホームの第三者評価の受審費用については、3年に1回に限り、1回31万4千円を上限に、措置費の第三者評価受審費加算を算定することができる。